

## 「新民説」略論

狭間 直樹

## はじめに

梁啓超の「新民説」は、近代中国の国民精神形成史上に輝く重要な文章である。その影響力の大きさは贅言するまでもないが、ここでは一五年余りものに湖南省長沙で、毛沢東らにより組織された中国改造のための組織が、それに因んで「新民学会」と名付けられたと言う一事だけを挙げておこう。

その重要性からして、「新民説」の研究はかなりなされてきたと言つてよい。しかしそれらの諸研究は、「新民説」が独特の構想のもとに「中国之新民」の立場から書かれた一つの纏まりをもった文章であり、しかも長期にわたる執筆の間におけるその論調の表面的な変化の底に通底するものがある、ということの探究においては、けっして十分でなかったと思われる。

日本亡命後の梁啓超をたんなる政治家と呼ぶのはもちろん失当の言である。しかしかれ自身、けっして学者、思想家たらずとしていたのでなかったことは、認められねばならない。その「啓蒙」の文章は、なによりもまず、かれの

政治的実践のために執筆されたのである。ジャーナリストとしての天分を存分に發揮した、溢れるばかりの情感に富む啓蒙的文章もすべて、その政治的実践の角度から書かれていた。まして梁啓超は、変法維新運動から戊戌政変の激動を経てきたとはいえ、日本亡命時にはまだ二六歳、「新民説」の執筆開始時も二九歳にすぎなかった。梁は旧学の根底があり新学に関心をもつ最先進のインテリだったとはいえ、かれが切り開こうとした未来はすべての中国人にとってまったく未知の領域に属するものだったのである。論調のユレは必然だったろう。

また梁啓超のこの知的営為が、日清戦争から日露戦争にかけての興隆期にある明治日本において為されたことは、もっと留意されてよいと思われる。日本亡命後の「思想一変」は梁自身の強調するところだが、それは言うまでもなく、明治日本に直に身を置きその文化状況を体験し撰取したことによる「一変」だった。ゆえに、梁は日本が撰取した西洋近代文明をさらに再撰取することにより、新たな一步を踏み出したわけである。これも周知に属する明白な事実なのだが、にもかかわらず、媒介としての日本への着眼は、一部の先覚的な研究においてなされたにすぎない。これを要するに、本文章の課題は、「新民説」をそれが執筆された歴史状況のなかに置きなおして考察すること、その思想的意味を、のちの歴史的到達点の高みから評定するのではなく、梁の直面した課題の解決との関連において考察することにある。これは、歴史主義の立場といってよいと思うが、そのさい、媒介としての日本の役割にできるかぎり留意して考察をすすめることにする。

## 一、「新民説」と「中国之新民」

「新民説」は、梁啓超が横浜で刊行した『新民叢報』誌上に掲載された。というより、梁は「新民説」を発表すべく該誌を創刊したのである。『新民叢報』（以下、『叢報』と略称）は半月刊、一九〇二年二月の創刊から一九〇七年一月にかけての五年間に、四年分にあたる九六号まで刊行された。「新民説」は、その創刊号から第七二号（一九〇六

年三月)にかけての論説欄に、第二〇節までが二六回に分けて掲載された。訪米前の第二九号(第一七節「論尚武」)までは、関連論説の代替をふくめるなら毎号連載といつてよい。それにたいし、訪米後に書き続けられた第三八・三九合刊号(第一八節「論私徳」)以下は、ときに一年近くをへだてた間欠的掲載となり、第七二号(第二〇節「論民氣」)を最後に断りなく擱筆される。『叢報』はそれ以後なお一年半あまり刊行されたが、欄名の大幅変更をともなつて性格を大きく変え、極端にいえば、もはや「新民説」登載時の『新民叢報』ではなくなるのである。

創刊号にいう『叢報』発刊の「宗旨」はこうである。「新民」とは『大学』の三綱領の一、「民を新たにする」の義に取つたもので、「吾国の維新」のために、まず「吾民の維新」とりかかろ。わが国不振の原因は、民衆の「公德の欠乏」と「智慧の不開」に在るので、「中と西の道徳」を結合した「徳育の方針」、「政と学の理論」を広範に網羅した「智育の根本」によりその克服をはかる。そのさい「教育」を主、「政論」を従とし、現在の世界の趨勢にあわせて「国家主義」の教育、「国家思想」の涵養につとめる。その立場は党派の見に偏ることなく「国民の公利公益」を目的とし、また「危険激烈の言」をなすことなく漸進的に「中国の進歩」を導く、と。つまり梁啓超は現実の清朝政治から距離をおき、「中と西の道徳」と「政と学の理論」を身につけた「新民」を創出することにより、中国を欧米日本のような近代的国民国家に改造しようとの大目標をもって『叢報』を創刊したのである。「新民説」は、言うまでもなく、その核心に位置する文章だった。

国家主義、国家思想についての梁啓超の認識過程にはそれなりの道筋があるが、「新民説」執筆とむすびついた質的飛躍を確認するうえで重要なのは、『清議報』終刊号所載の「南海康先生伝」である。梁はその文章で、師の康有為こそルソー、マッシーニ、吉田松陰らと並ぶ「先時の人物」、「時勢を造る英雄」であり、中国における民権の首唱者である、その偉大さを十分に評価する。しかしそれと同時に、先生には「箇人の精神」と「世界の理想」はあつても、今日の中国にとって国際競争場裏に伍するに必要な「国家主義」が欠如している、と批判しているのである。<sup>(1)</sup>

しかもそれは、民権提唱こそ『清議報』唯一の宗旨だった、との総括と関連しての批判なのである。康有為はこの

ころ、実は「民智を開くことを言うべきであって、民権を興すことを言うべきではない」と民権提唱に反対するにいたっていた。<sup>(3)</sup>しかし、それだけなら、師の棄てた旗を弟子がひろって掲げつづければよいはずである。それをあえて師にたいする批判とからめて提起したのは、国家主義と関連させられた梁の民権が康のものとは違うことを主張したかったからである。つまり、このとき「南海康先生伝」に託されたメッセージは、梁の思想的「独立」宣言だったと言ってよい。

救皇運動の失敗後、梁啓超は華僑を基盤にしたミニチュア国家の建設をこころみだが、ハワイとオーストラリアでの体験は、梁にその不可能を確信させただけにおわった。その歴史的根源を追求した苦渋の総括が訪澳末段に書かれた「積弱溯源論」である。梁はこれを境に、国民性の改造による祖国革新へとその実践を方向づけることになるが、その文章で梁が追求したのは、たとえば「風俗に起因する積弱」としての「奴性」など、内在する欠陥を克服することにより国人を近代的な「国民」に改鑄する方法だった。例えば、「怯懦」についていえば、「尚武の精神」なしに民権、国権は確立できないのだから、「日本魂」を手本に「中国魂」を回復せよと主張する。<sup>(4)</sup>くわえて、それにつづく文章で提起されたもの論点<sup>(5)</sup>が国家主義への飛躍をともなべて体系化された時、「新民説」が出現したのだった。「新民説」の発表に際しては、周知のように、「中国之新民」なる筆名が用いられた。梁啓超の筆名について簡単に述べると、『清議報』創刊当初の筆名は「任公」である。ところが、日本政府の退去要求等のつれない仕打ちを哀しんで、第六号の「愛国論」以後、同誌上の論説には「哀時客」と署名されるようになる。その後、「世界共和政体の祖国」(二十世紀太平洋歌)への旅立ちとともに、「少年中国之少年」を名乗ると宣言したが、青年の客気にあふれるこの筆名は、ほとんど使われなかった。<sup>(6)</sup>日本に帰った梁は、また「任公」を用いて文章を書き、そして、「新民説」構想にあわせてに新たな飛躍の意をこめた「中国之新民」なる筆名を考案したのである。

『清議報』は『時務報』にはるかに勝り、『新民叢報』は『清議報』にさらに百倍勝る」とは黄遵憲の言だが、<sup>(7)</sup>実際、『叢報』の雑誌としての水準は格段に高いものだった。その充実ぶりを欄立てから伺うと(付録1参照)、『叢報』

には学術と文芸の分野をおおう二〇余の欄が立てられ、第七二号までそれは基本的に踏襲される。梁啓超はそれら諸欄すべてになんらかの文章を書いており、もし分載を一篇と数えるなら、総数は無慮一七六篇にもものぼる。そのうち、論説、学説、学術、歴史、地理、伝記、政治、法律、生計、宗教、教育、時局欄の文章には、すべて「中国之新民」と署名されているのである。

上掲の諸欄以外の、文苑欄の「詩話」および談叢欄の「自由書」等、いわば文人としての作には、室号の「飲冰室」が冠せられ、それら以外の雑欄では「飲冰」「社員」が用いられている。政治批評の「国聞短評」(のち、政界時評、国聞雜評)欄は、はじめは無署名(「社員」は無署名と見なす)で、第五一号以後「飲冰」に変わる。この「飲冰」こそ、かの「開明専制論」(『叢報』第七三号以下)等に用いられるものである。

つまり、「中国之新民」なる筆名が用いられるのは、国家主義の教育と国家思想の涵養に深くかかわる「中と西の道徳」および「政と学の理論」の文章にかぎられ、しかも「新民説」執筆中だけなのである。梁によれば、理論には「理論の理論」(哲学、宗教等)と「実事の理論」(政治学、法律学、群学、生計学等)があり、論説「新民説」は前者である、という。<sup>(8)</sup>とすれば、学説以下の政治、法律等の諸欄の文章は後者の意味合いを持たされただけであって、「中国之新民」の署名は両者の有機的な連関性をしめすためのものだったはずである。「新民説」の中断とともに、「中国之新民」なる筆名が跡を絶つのは、けだし当然のことだったのである。

## 二、「新民説」における国家、国家思想

### 1 国家と国民、国権と民権

梁啓超は「新民説」の最初で、国家について「国なるものは民を積みて成る、国の民有るは猶お身の四肢五臓筋脈血輪有るがごとし」と述べている(『専集』一頁。以下、『新民説』は『専集』版の頁のみを本文中に示す)。「国なるものは

民を積みて成る」の句はかなり早く、「商会議」に初出する。<sup>(9)</sup>前に指摘したミニチュア国家建設の実践につながるのはこの文章なのだが、梁はその試みが失敗したのちも、この観点を保持しつづけた。

ところで、民権との関係で「民を積みて成る」国家を論じたのは、「論民権」との副題を付した「愛国論」第三回<sup>(10)</sup>においてである。この一文を梁は「国なるものは民を積みて成る」と書き起こし、それを承けて「愛国を言うには必ず民権を興すことから始めねばならない」、「民権興れば国権立ち、民権滅べば国権亡ぶ」と議論をすすめる。先の第二回では、国家をたんに家族の拡大版として見る観点しか提示できていなかったことを考えあわせると、国が愛するに価するものであるためには、国の内実をなす民の権が確立されていなければならず、民権即国権なのだとの認識を確立したからこそ、ながい中断ののちに「論民権」の副題をもつ第三回を書き継いだことは明らかだろう。

民権の提唱は、言うまでもなく、変法維新運動での重要課題だった。しかし、そのときの民権が君権にたいする民権にとどまっていたの<sup>(11)</sup>にたいし、このときには国権とむすびついたそれだった。愛国の実をあげるためには、国権の進展を可能にする民権の確立が必要、というわけだ。これこそ、梁啓超の来日後における「思想一変」の重要な一内実であり、国家主義欠如と康有為への批判を可能にした、梁の新しい地平だった。

ところで、梁啓超は「新民説」第六節で国家思想についてこういう。「第一に一身にたいし国家あるを知る、第二に朝廷にたいし国家あるを知る、第三に外族にたいし国家あるを知る、第四に世界にたいし国家あるを知る」と（一六頁）。第一項の国家と個人の関係は「新民説」全体で説くところである。第二項の国家と朝廷の関係は、君権にたいし国権を提起したことにより理論武装が可能となったもので、たとえば朝廷のためではなく「国民のための」歴史の提唱などは、この面での展開である。第三項の国家と外国の関係は、「世界」であった中華が「国家」としての中国に転成するうえで必須のパラダイム転換なのだが、それは「二十世紀民族競争の惨劇」における弱者、劣者としての自らの存在を反芻しなおすことと密切にかかわるものだった。<sup>(12)</sup>

興味深いのは第四項、「国家と世界の関係である。」「大同」「世界主義」は康有為の専売特許のはずだが、梁啓超はそ

れを「理想界」のものだとして現実の世界から追放する（一七頁）。なぜなら、競争こそ「文明の母」であるとする社会進化論の進化史観に立つ梁によれば、人類史は「一家から一郷族、さらに一国へ」と発展してきたもので、国家とは「最上の集団」として「競争の最高潮」を演じる主体であり、かつ「私愛の本位、博愛の極点」でもあるものなのである。半年ばかり前の「国家思想変遷異同論」では、まだ「万国大同主義時代」としての「未来」を設定していたところが今やそれは抹殺されるだけではない、競争の消滅は文明の終焉であり、その結果として大同の実現は野蛮の時代への逆戻りだ、とまで言うにいたる（一八頁）。国家を最高の段階としたからには、もはやその上位の「世界的段階を理論的に設定できなくなったのである」<sup>(18)</sup>。

かく、国家思想の涵養を緊急の課題と訴える梁啓超が、その具体的内容として掲げた条目の第一は「公德」である。梁は、「論国家思想」に先立つ第五節に「論公德」の一節を配してまで、それこそ中国の新民に必需のものだとして強く訴えかけた。<sup>(19)</sup> 中国の旧道徳において、「その身を独り善くする」私徳はよく発達したのにたいし、「その群を相い善くする」公德はほとんど欠如したまま現在にいたっている。いまや「三綱」に代表される差別と服従の旧倫理道徳は、自由で平等な人間関係を原理とする新たな家族・社会・国家を軸とする新倫理道徳でもって取って代えられねばならない（二一、一五頁）。公德の内容について、権利思想、自由、自治、進歩、自尊、合群などの節を立てて、梁啓超は縦横に議論を展開しているが、要するに、社会（群）と個人の関係性を自由と平等を基礎に確立しようとしていたのであって、公共観念と言い換える公德を体現した新民の創出過程こそ、「民を積みて成る」近代国家形成の道筋なのであった。

この権利、自由、自尊、自治、進歩、合群などについての議論を、黄遵憲は自分の言おうとして言えなかった「精思偉論」だと激賞した。これは梁啓超にとつて嬉しいことだったはずである。しかし同時に黄は、冒険・進取・破壊主義は、理想としては必要でも、いまの「権利思想なく、政治思想なく、国家思想なきの民」に持たせれば、幼児に利刃を与えるように自分を傷つけるに終わるうとも指摘している。<sup>(20)</sup> この指摘はやがて、梁自身が誤れる「破壊主義」

の徒輩（革命派）にたいして向けることになるだろう。

## 2 「有機体」としての国家

「民を積みて成る」国家は、もちろん近代の国民国家である。梁啓超の進化史観では、近代は「民族主義」実現の時代であり、欧米日本はすでに国民による国家を建設しておえて、そのエネルギーの外溢する「民族帝国主義」段階にある。それにたいし、中国は民族主義による国民形成以前の「部民」<sup>(16)</sup>段階にあり、帝国主義侵略による滅亡の危機を切り抜けるには、「民を新にする」ことによって「われわれの民族主義を實行」し、独立自治の「完備した政府」を組織せねばならず、そのためには、「もとより有する所」をみがいて新たにし、あわせて「もとには無き所」をとりいれて新にするしかない（四一五頁）。

ところで、前引の「四肢五臟筋脈血輪」二々の句は、生物的有機体説による国家の説明である。梁啓超の国家学説はブルンチュリに拠っているのだが、その紹介として、「德国伯倫知理著国家論」を『清議報』第一号から第三一号にかけて訳者名を記さずに掲載し、『叢報』創刊の直後に訳者名を「飲冰室主人」と明記した単行本『政治学小叢書之一 国家学綱領』を刊行している。また、『叢報』三八・三九合刊号の学説紹介の文章によれば、国家とは、人間同様に「精神と形体」をもつもので、「肢骸の各器官」にあたる政府各省や議院等の形体を、精神にあたる憲法によって一つの全体にまとめあげた有機体だという。したがって、有機体になりえていないものは国家ではなく、「痲疾同然の機体でしかない中国が国でないのは当然なのである」<sup>(17)</sup>。つまり、中国は有機体以前の「部民」の国でしかなく、そうであればこそ、新民の創出が図られねばならないことになる。

国家有機体説は自然法的国家理論にたいする批判学説として登場してきたとされるが、梁啓超のブルンチュリ受容も、民約説は社会に適して国家に適せずというルソー批判と結びついたものだった。しかしそれは、「もしルソーが十九世紀の母だとすれば、ブルンチュリは二十世紀の母である」との句によく示されているように、学説理論におけ



る発展を時間序列に対応させたもので、ルソーの歴史的意義を認めた上でのものではあった。<sup>(18)</sup> 要するに梁は、中国にいま必要な処方として、ブルンチュリを受容したのである。

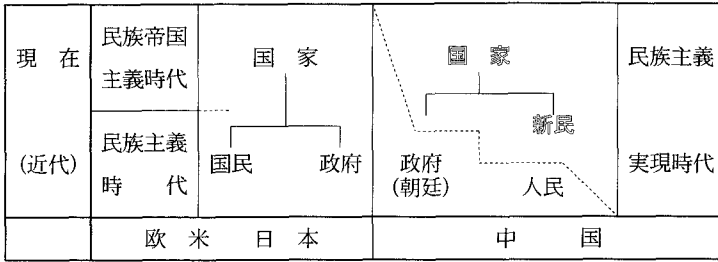
ところで、今の中国は民族主義以前、つまり国民となるまえの「部民」の段階にあるのに、中国をとりまく国際環境は民族主義のつぎの民族帝国主義の時代となっている。優勝劣敗の進化史観からすれば、文明が野蛮を統治するのは「天演上享くべきの権利」<sup>(19)</sup>、歴史の発展にとって必然の過程なのだから、このままでは中国は文明国の統治に服するしかないことになる。ゆえに中国は、この民族帝国主義の時代に民族主義を実現して文明へと進むために、「新民」による国民国家の建設に邁進しなければならないのである。つまり、対外的に国家として存在している中国は、その内実においても民族帝国主義諸国と伍するものとならねばならない。とすれば、野蛮の段階にある中国は文明の列強と相対しながら、内側と外側とでは進度にズレのある対応をせまられるという、いわばバイメタルのように二重性を帯びた歴史的条件のもとにあったことになり、中国の新民はその二重の任務をになうものとして構想されねばならなかったのである。

### 3 〈理念投影態〉としての「新民」の国家像

以上から明らかなように、梁啓超における国家イメージは、いわば国と民とをピタリと重ね合わせ、それに有機体としての機能分担をほどこしたものだ。そこで、梁が民族帝国主義段階にある列強諸国家と民族主義を実現せねばならない「部民」の国である中国との接点に置いたのは「政府」である。そして、政府と人民の上に「いわゆる人格を有する国家なるものがあって統一的に統治する、国家は独一最高の主権を掌握し、政府と人民はともにその下に生息するのである」<sup>(20)</sup>。

「政府」について付言すれば、政府当局者に愛国心をもつよう呼びかけた文章で、「新民」を誌名に掲げる本誌の言説は「諸公に向けられたものではなく」、これまで本誌は「民」の対極である「官」の諸君とは「一語の交渉さえ

「新民説」における「国家」と「政府」「人民」の関係概念図



備考：時代区分は「国家思想変遷異同論」による

持とうとしなかった」と梁啓超はいう。これは「破旧立新」をめざす「新民説」の構想からして当然の態度といつてよい。しかしそれに続けて、諸君も広義からすれば「民」にふくまれる「国民の一分子」だとして、新民への転成を呼びかけてもいる。つまり、梁の説くところを身につけさえすれば、〈旧〉民も新民に転成できるというのであって、「民を積みて成る」新しい中国は国民すべてを含むものと構想されていたことは、注意されてよい。

繰り返すが、中国では、「新民」の創出をまっけて「国家」は形成されるのだが、そこに「政府」(朝廷)なる範疇を介在させると、進度の差を取り込んだ文明諸国との関係を設定できるのである。国家としての中国は新民の形成をまっけてしか創設できないにしても、今の政府で列強と国際的に交際していけることになる。その関係性を図にあらわせば、上のようになるだろう。

この図に語らせようとしたことは、白抜きの新民により形成される白抜きの国家こそが「新民説」の構想したものであり、それは欧米日本の現実に存在する国家の立面図的な投影であるとともに、「部民」の国としての中国の平面図的な投影でもあって、両次元の交点に位置するものだということである。立面図的な投影の過程においては、抽象化のフィルターを通すことにより、「新民説」で語られる国家はいわば〈理念投影態〉といったものに〈純化〉されることになる。また、平面図的な投影の過程は、実は「部民」から新民への〈飛躍〉を必要とするものであるがゆえに、「新民説」での新民はやはり〈理念投影態〉としての国民なのである。

梁啓超が「新民説」を「理論の理論」であると言ったのは、このような意味だっ

たと理解されよう。かくして中国は、先進の欧米日本を「純化」して未来モデルとした「国家」に生まれ変わり、そして〈飛躍〉をとげた「新民」がその国家の主人公となるのである。「新民説」がもった衝撃力は、まず第一に、現実から切り離されたこのような理念性であり、そして第二に、そのような理念的國家に生まれ変わろうとの革新性があり、さらに第三に、その國家と過不足無く重なり合う「新民」の全体性にあつたといえよう。

### 三、「新民説」と日本

#### 1 モデルとしての欧米日本

民族帝国主義段階にある欧米諸國と日本は、前頁の図にも示したように、文明國としていわば「セツトモデル」の扱いをうけているといえる。しかし具体的に論じるなら、それら諸國はそれぞれの歴史と文化をもっているのだから、中国にとっての意味はおのおの異なるをえなかつた。梁はそのことを十分に弁えて論を展開しているので、そのことをごく簡単に見ておこう。

まず、「民主」の國としてのアメリカとフランスは別扱いと言つてよい。ただ、西國にたいする評価は一八〇度逆で、アメリカが「一切の挙動みな公理に従う」文明國と高く評価されるのにたいし、フランスは大革命の「恐怖の惨劇」による流血の犠牲とその後の政情不安定のゆえに、むしろ回避されるべき事例とされる。フランス革命が評価されるのは、新しい時代を切り開いてヨーロッパを「人群進化の第二期」に引き入れた歴史的貢献においてのことである。<sup>(22)</sup>このフランス革命評価は、歴史的意義を認めても、現在に必要な処方ではないとする点で、ルソーにたいする評価と対応している。<sup>(23)</sup>

したがって、具体的なモデルとなりうるのは、イギリスとドイツ、さらには日本ということになる。梁の進化史観によれば、「天演界の公例」としてアングロサクソンが最高に位置し、ドイツさらに日本はそれを追うものである

（九頁）。しかし、たとえば国民教育の確立という点では、三国は現代世界を代表する存在とされている。すなわち、最も栄誉あるイギリスは「自由独立、活発進取の国民」造成の模範、新造のドイツは「団結強立、自負不凡の国民」造成の模範、そしてアジアの先進国としての日本は「君国一体、同仇敵愾の国民」造成の模範なのである。<sup>(24)</sup>

くわえて日本はドイツとともに、民権と君主制の理想的な関係、すなわち「民権を伸ばすことにより君権を護る」という成果を目の当たりに示した学ぶべきモデルである。また日本はイギリスとともに、「天地の間、第一の奇福を享受する」君主国なのであって、わが聖主もそれにあやかるべきなのである。<sup>(25)</sup>このように、やはりもっとも手に合ったモデルといえば、「君国一体」の東洋の国、日本なのであった。

## 2 梁啓超にとっての日本国家

日本は非西洋世界でただ一つ近代国家を創りあげた国であり、康梁の変法運動が明治維新を学ぶべき先例としたことはよく知られている。亡命来日後に梁啓超は、中国の洋務運動とはちがひ、日本の明治維新には「精神」があったことを発見するのだが、なかでも梁が着目したのは「尚武」の精神だった。より具体的に言うなら、それは「日本魂（大和魂）」、すなわち「武士道」なのである。日本が「歐西文明」を摂取して「亞洲文明の魁」となりえたのは、「武士道」と「尊王愛国」主義とを合わせて「尚武」の精神を教育宗旨の大本として立て、それによって国家思想を迅速に発達させ、自主独立の気概を国中に広めたからだ、<sup>(26)</sup>と云うのである。

「尚武」の精神にたいする着目へと梁啓超を誘ったのは、有名な「祈戦死」の壮行風景だった。そこから「歐日は尚武、中国は右文」との対比的把握が導かれる。<sup>(27)</sup>さらに、日本が「東洋に屹立」できたのは「ひとえに武を尚んだからだ」として（一一〇頁）、『中国魂』なるアンソロジーを編んで中国人の国民精神・愛国思想発揚をはかり、また、『中国之武士道』を刊行して、精神教育の一欠点を補い中国魂を回復しようと努力した。<sup>(28)</sup>後者の序文では、蔣智由も楊度も読者の関心がそちらに向くようにと、武士道こそ「維新革命の功」の源泉であることを強調しているのである。

「新民説」を執筆するにあたり、梁啓超がブルンチュリブルンチュリの国家有機体学説に依拠したことは前述した。ところで、後の評価によれば、梁のよったブルンチュリ学説の日本での影響は、それが本来もっていた自由主義的立憲思想の面よりも、国家概念を中心とする国家学の形成という面で官僚思想に学問上の抛り所を与えた点にあるとされるが、山室信一氏が精密に論証されたように、それは明治国家体制を確立するうえできわめて重要な役割を果たしたのである。<sup>(29)</sup>しかし、世紀末のころには、それは「世間から顧みられず、廢品か屑物同様にあつかわれるようになっていた」という。<sup>(30)</sup>

梁啓超がそのような、いわば時代遅れの代物をあえて撰取したのは、ほかでもなく、日本の側からそれを提供されたからである。前述した訳者名を記さぬ『清議報』所載「德国伯倫知理著国家論」とは、善隣訳書館の刊にかかる吾妻兵治訳『国家学』をほぼそのまま印刷に付したものだ。吾妻がまず訳したのは、平田東助・平塚定二郎訳『国家論』（春陽堂、一八八九年）である。その善隣訳書館とは、内藤湖南の記すところによれば、中国人のために役立つ日本書を漢訳して提供することを目的として設立されたもので、そこで「吾妻某氏、岡本監輔翁等と、方さに翻訳に従事」していたのである。<sup>(31)</sup>

吾妻がそれを訳したのは、序文によれば、ブルンチュリの学説は「公にして偏よらず、正にして激ならざる」、「わがアジア人にとって大益あって小弊なきもの」だからである。『清議報』第一一号で「章程」を改正して「立国の本」である「政治学、理財学」の文章の紹介につとめると宣言した、まさにその号から吾妻訳を借用して連載しはじめたことからして、梁啓超がその評価に従っていることは明らかなのである。

一八九八年の秋に亡命してきた梁啓超にすれば、日本はすでに憲法発布、国会開設を了えて民権の確立された、新民のモデルとされる近代国家だった。ゆえに、梁は当然のこととして吾妻の評価を受け容れたのだろう。ブルンチュリの学説は日本ではすでに廢品同然の扱いをうけていたにしても、いまから国家建設にかかろうとするものにとつては、むしろ現実の日本国家の脊梁をなす学説として、圧倒的な存在感をもつものだったはずである。かくして、日本

の官僚的国家建設の〈体〉となったブルンチュリの学説は、中国改造の「用」にふたたび動員されることになったのであった。まさにこの点こそ、日本流に摂取された西洋近代文明の、いわば〈知層〉としての堆積がもっとも鮮明な形をとって現れていたといえよう。<sup>(32)</sup>

### 3 梁啓超にとっての国権と民権

国家有機体説を核心とする国家主義とは、梁啓超の直截な説明を借りるなら、「国家目的の第一」は「国家自身の目的追求」にこそあり、「各私人は実にこの目的を達するための器具」というところに帰着させられよう<sup>(33)</sup>。このように、国家が最高の主権者とされるなら、国権が民権に優越するのは当然ということになる。同様に、たとえば自由についても、「自由とは、集団の自由であって個人の自由ではない」(四四頁)とされる。民族帝国主義時代において、その前段階としての民族主義の国家を建設するには、民族帝国主義列強にたいする対抗軸としての中国国家をまず確立せねばならず、そうであればこそ梁は国家思想の涵養を緊要の任務としたのだった。

しかしそうだからといって、梁啓超が国民の権利をいっさい認めぬような国家主義者だったわけではない。かれは、「一国家の権利思想」が「一私人の権利思想を積みあげたもの」であるがゆえに、この思想を養成するには「必ず個人から始め」ねばならない、との観点も明確に表明しているのである(三六頁)。

そのさい梁啓超が依拠したのは、福沢諭吉のかの有名な「人民独立」の精神だった。「新民説」の「論自尊」では、その冒頭で「日本の大教育家福沢諭吉の学ぶものに訓えるや、〈独立自尊〉の一語を標榜して徳育の最大の綱領とした」といい、前半部分(「叢報」一二)の末に、わざわざ「慶応義塾講師演繹福沢先生独立自尊之義一四条」<sup>(34)</sup>を掲げている。そして、中国人に欠けている「自尊の性質」を「新民」は備えねばならないとして、「〈自〉なるものが国民の一分子であって自尊が国民を尊ぶ所以」であり、「〈自〉なるものが人道の一阿屯であって自尊が人道を尊ぶ所以」(六八頁)とのモチーフを、例によって古今東西の名言故事を博引傍証しつつ論じたのだった。

「人民独立」の精神を確立すべく尽力した福沢の功績については贅言するまでもない。しかし、「内国に在て民権を主張するは、外国に対し国権を張らんが為」と福沢が明言するように、<sup>(35)</sup>「内に民権、外に国権」という構図は当時の民権論者に通底するもので、それは明治日本のナショナリズムが担わねばならなかった歴史的な課題だった。とすれば、国家主義をにかけて民権を説く梁啓超にとって、それはまことに願ってもない構図だったはずである。しかも前述したように、梁は「新民説」を構想するにあたり、中国は維新以前ということとで現実と切りはなした次元に（理念投影態）としての「国家」と「新民」を措定し、その国家と新民の關係は「人民の意を集めて公意となし、人民の権を合して国権となす」ものだとした（二二頁）。ゆえに、国家と新民はその外延と内包において完全にかさなりあい、理論的には対立の契機を含まぬものだから、梁は第一義的には国家主義を語りながら、同時に「個人」の問題を真っ正面から提起することができたのである。

これを要するに、梁啓超の言説は、個人を出発点としながら国家の優位に帰着するものではあるが、国家と新民との無矛盾性のゆえに、その国権・民権論は、「国民」の観点から論ずるときには民権主義の立場よりし、そして「国家」の観点から論ずるときには国家主義の立場より論じうるといふ、いわば楕円が二焦点をもつように、二つの軸心をもつものだったと言えよう。<sup>(36)</sup>

#### 四、「論私徳」以後における「中国之新民」の立場

一九〇三年の訪米後に梁啓超は、なにかと論議をよぶことになる第一八節「論私徳」でもって「新民説」の執筆を再開し、『叢報』の第三八・三九合刊号以下、三回にわたり連載した（刊行は、一九〇四年二月五月のころ（付録2参照））。それが論議をよんだのは、その内容において公德ではなく私徳を、それも「固有の旧道德」を高くかかげて主張し、またその対象において、さきにはひろく全人民にたいし向上を呼びかけていたのに、今や、のちの所謂「革党」にた

いする攻撃を基調とするにいたったからである。<sup>(37)</sup>

「論私徳」を発表するにあたり、梁啓超はこう断っている。私徳は先聖昔賢が十分に論じてくれており、自分が論じるまでもないのでまず公徳を論じた、しかし「利国進群の事業」はすすまず、頑固守旧派に新理想攻撃の口実を与えることになっているので、今これを書く、と(一一八頁)。私徳が新民の備えるべき道徳として必要なことは当然である。しかし梁啓超が「公徳」をまず論じたのは、中国の旧道徳は今後「人心を規範できない」ので、「一新道徳を發明してこれを補助しようと懸命に考えた」からだった(一一三頁)。

とすれば、公徳が確立されたか、あるいはその見通しがたったのなら、この断りの辞も通ろうというものである。しかし、梁の認識はまったく逆だった。すなわち、そのための国民教育は現在、実施不可能な状況であって、「新道徳の輸入」に望みを絶たざるをえず、くわえて今や「破壊に道徳は不要」という誤まった「破壊主義」の道徳観がはびこるようになった(一一三〇頁)。その結果、かの地では「最も高尚醇美な利群進俗の学説」である「自由・平等・權利・破壊」などの諸説も、いまの中国ではたんに自分勝手を合理化するための口頭禪に墮してしまったとして、まずその徒輩を攻撃することにより、「中国之新民」の立場をまもろうとしたのである(一一二八頁)。梁は訪米前にも、「自由・平等・權利・独立・進取等の最美善高尚の主義」を「頑固者流」の攻撃から護るには新思想家が「完全の道徳」を体現せねばならないと主張してはいた(八〇頁)。そればかりではなく、かれの離日後、『叢報』に発表された文章には破壊主義者の自由放縦にたいする危険性の察知とそれへの提言さえも見える。<sup>(38)</sup>しかしその時、梁はまだ「新民説」を奉ずるの徒にたいして呼びかけていたのである。

前述したように、「新民説」は人民すべての改鑄をはかるものだった。ところが、今や高尚醇美の学説を誤り理解し実践するものはその枠外に追放されて攻撃の対象とされる。これは、明らかに梁啓超の転身だった。これは梁の渡米経験、即ちアメリカの現実にたいする幻滅と霄壤もただならぬ中国との隔絶の実感とよく結びつけられる。それが背景としてあることは考慮されねばならないにせよ、現実の承認は理念の放棄と結びつくとはかぎらないし、そもそ



も中国落後の現状認識は「新民説」執筆の前提だった。とすれば、転身を必然ならしめた要因は、やはり一九〇三年を境に澎湃として起こってきた排滿革命主義とそれを奉ずる隊伍の登場に求めるべきだろう。「中国之新民」は、「旧」にたいする〈新〉を全面的に代表していたはずなのに、その〈新〉と等値される「国家主義」の枠組みがゆらぎはじめたのであって、そうであればこそ、公德とあいまつの私徳ではなく、「新民説」に服さぬ徒輩を批判するために「論私徳」が書かれねばならなかったのである。

そのさい、梁啓超が〈批判の武器〉とした「わが祖宗より遺伝せる固有の旧道徳」は、王学である（一三三頁）。もう少し詳しくいえば、そこで掲げられているのは「正本」「慎独」「謹小」の三つの徳目であって、「正本」について言うなら、王陽明「抜本塞源論」の「功利」を排する論を引いて「一字一句みな凜然として今日のわれわれのために説法しているかのようだ」という（二三七頁）。もって意の在るところを窺うにたるが、この固有の旧道徳の担ぎ出しと対応するかたちで、学説欄や伝記欄でも泰西から中国への重心移動が見られることは注意してよい。<sup>39</sup>

王学はたしかに「祖宗遺伝」の「固有の旧道徳」だった。とりわけ康門では重視され、新しい学問の方針として康有為が「陸王心学」および「史学と西学の梗概」を示したことは、梁自身の記すところである。<sup>40</sup>王学の効用は、「晩明の士気を以前に冠絶させた」ことにあり、陽明の「功は禹以下ではない」ともいう（二二六頁）。梁啓超に本家意識がなかったと言えば、嘘になるう。しかし、梁が「論私徳」において特に取りあげたのは、日本の維新の原動力となつた王学、すなわち日本の陽明学だった。梁はそれを、中国では「本朝二百余年」の間、王学（心学）は為政者の弾圧によって消沈してしまい、東渡して「心学の用」を發揮し「日本維新の治を成した」との脈絡で説明している。<sup>41</sup>

梁啓超の来日時、かの鹿鳴館時代を経た後の日本では、全盤欧化主義の矯正を目指す潮流の一として、吉本襄や井上哲次郎らによって代表される陽明学再興運動がかなり顕著な高まりを見せていた。それは、荻生茂博氏が指摘されるように、たんなる復古を目指すものではなく、明治国家の近代国民道徳確立のための運動だった。<sup>42</sup>日本で行き過ぎの欧化主義にむけられた矛先は、梁のばあい、破壊主義の徒輩にむけられる。ゆえに、口では「固有の旧道徳」と称

しても、梁はそれを復古のためではなく、誤れる風潮を是正して中国の維新を実現するために動員しようとしたのである。このあと一九〇五年末から翌年春にかけて『節本明儒学案』『德育鑑』『松陰文鈔』<sup>43</sup>があいついで刊行されたことはその明証である。

『節本明儒学案』は『明儒学案』百万言のなかから、「その身心の修養に役立つ徳育の法程となすべきもの」、すなわち「今日之用」となる部分を節鈔したものである。その刊行意図は、日本維新の「原動力はみな王学からエネルギーを汲みとった三数子に在った、中国で学絶え道喪われたいま、社会に根本的救済策を施さないと、国家の前途はどうなるか分からない、いわゆる根本的救済策は王学を舍いて他に方法はない」との出書広告（『叢報』七〇）に明らかである。同様に、『德育鑑』は公德・私徳の本源たりうる文章を劉宗周『人譜』等よりとって配列したもののだが、その案語には、時勢を造る英雄、中江藤樹、熊沢蕃山、大塩俊素、吉田松陰、西郷南洲らの「王学式の後輩」により明治維新が達成された（『専集』、四二頁）との指南の言を随所に記している。そして『松陰文鈔』は、梁自身のもっとも尊敬する松陰の文集である。その意図も、松陰こそ日本維新の「原動力」であり、いま有名な伊藤博文、桂太郎等はその弟子であって、「全日本の新精神はみな松陰の感化するところ」と「叙」に記し、「日本の今日ある所以」はみな本書中に明らか（『叢報』八〇、出書広告）、ということに示されている。

王学でもって革命派を批判し、その王学が日本維新の原動力だったとすれば、自分たちこそ中国維新の担い手だと自負していたからには、「論私徳」は梁啓超の半ば転身の文章ではあっても、やはり「中国之新民」の立場から書かれたものとしてよいだろう。しかし、それからほぼ二年後、梁はついにその立場を投げ捨てる。「新民説」に代えて論説欄を飾った「開明専制論」（『叢報』七三―七七）は、ごく簡単にいえば、底辺からの新民養成の方策に代えて権力の側からする改造、革新の道を論ずるものなのである。

この劇的な変化の原因となったのは「出洋考察憲政大臣」との接触である。浅原達郎氏の精細をさわめた考証<sup>44</sup>によれば、戴鴻慈、端方ら一行の随員熊希齡が別行動をとって欧洲からとってかえし、一九〇六年六月一三日以前から七

月一〇日くらいまでの間、日本に滞在して梁啓超と接触交渉、梁が「二十万言前後」もの文章を代作して、それを八月三日の直前に梁自身が呉淞まで届けたのである。

熊希齡との旧縁はあるにせよ、国事犯を最高度の国策の立案にかかわらせるには、両者とも、それなりの瀬踏みが必要だったにちがいない。そのための接触がいつ始まったのかは詳らかでないが、前年一二月下旬に端方ら一行の乗船が長崎、神戸、横浜の三港に寄港した前後一週間は絶好の機会だったはずである。そのための使者はかならずしも熊自身である必要はない。その段階での初歩的な合意が成立したあと、いわばそのシグナルとして、梁は「論民氣」を執筆したと推定したい。

そもそも、「論私徳」につづけて梁啓超が『叢報』第四九号に発表したのは「新民説」第一九節にあたる「論政治能力」だった。その文章で梁は、中国人に政治能力のないことを、「民族資格はあるが市民資格はない」ことを根拠に主張している（一五三頁）。この認識は、かつて「部民」の段階の中国人に「国民の資格はない」（一六頁）と語られてはいた。しかし先には、それが新民創出のための議論の出発点だったのにたいし、いまやそれは逆方向へ向けられて新民となりえぬことの論拠に使われているのである。破壊主義の徒輩は「論私徳」で新民の枠外に排除されたが、この節ではさらに、人民全体を新民に改鑄することによる中国革新の道が放棄されたのだから、それに相応しい立脚点が別に求められねばならなかった。さればこそ、九か月ほどの中断のちに、梁は「思想をもつ中等社会」なる新しい理論範疇をもちだして続編を書きついたのであった（一五六頁）。

梁啓超は、社会の一部に依拠するというこの論が「中国之新民」と「新民説」に適合的でないことをよく認識していたと思われる。立憲と革命の両派は、その運動の手段はちがっても「その現政府に反対するという点では一つだ」（二六一頁）とわざわざ言及しているのも、あるいはその問題を〈旧〉にたいする〈新〉の大枠のなかに置き直そうとする努力の現れと見てよいだろう。

しかし、その中等社会論も生煮えのまま放置された。八か月ほど後に書かれた「論民氣」は、民智と関連させて民

気を論じているという点で「新民説」の枠内に収まらぬことはないといえ、それはテーマだけにとどまり、いまは「民気を用いてはならぬ時」（二四九頁）とする議論は、「新民説」執筆構想の本来的な意図を運動論の角度から否定しにかかったものだった。つまり「論民気」の一文は、清朝の立憲準備に参与したことによる「新民説」の密かなる断筆〈宣言〉、さらに言えば、「劇終」を明示せぬ「新民説」の幕引きとして書かれたと考えるとよいだろう。そして、それに合わせて「中国之新民」の筆名を律儀に放棄したのは、このときの〈転向〉にたいする梁啓超なりのけじめじめだったはずである。<sup>(46)</sup>

### おわりに

「新民説」の劃時代的な影響力は、梁啓超が民権と結びつけられた国権を体現する有機体国家をになう主体としての「中国之新民」を構想し、その立場から国家主義、国家思想の涵養を目指したところにあった。〈純化〉された欧米日本の先進的実例を〈理念投影態〉的に目標として設定し、新しい国家と全的に対応しあうはずの新民への〈飛躍〉を民族主義以前の段階にある中国の人民に呼びかけたとき、それは「救亡」の道を模索する中国の革新派知識人の琴線にふれるものとなったのである。「筆鋒、つねに情感を帯びる」流麗な文章が、虎に翼、となったことは言うまでもない。梁が中国近代の国民思想とそれにまつわる学術文化の確立にはたした歴史的功績は、いくら高く評価してもしすぎることはないだろう。

しかし、梁啓超はけっして思想家、学者として「新民説」を書いたのではなく、あくまでその政治的必要性を第一において執筆したのであった。それゆえ、長年月にわたる状況の変化とともに、執筆姿勢を変えざるをえなくなり、訪米後には同じ立脚点から一八〇度逆の立論をすることになる。かくして、「新民説」はたしかに一つの文章なのだが、後半はかなり異質なものにならざるをえなかったのである。梁の生前にしかじかの節を欠いた「新民説」がいくつも

刊行されていることは、かれ自身そのことを自覚していたことを示していよう。

清朝の立憲準備に関係して「新民説」を絶筆したあと、梁啓超はその国家主義を「政治革命」論として再構築して革命派にたいする論陣をはりつづけた。「政府と死戦するのは第二義、革党と死戦するのはこそ第一義」という有名な一句は、たんに思想的対立の角度からするなら「意気の語」でしかないにせよ、如上の政治的立場の転変とからめるなら、むしろ根本的立場の表明なのだった。そして、国家主義への反省が明白に語られるようになるのは、大戦でのドイツ敗北の影響と訪欧による思索の深まりを経てからのことになるが、その結果、梁は日本への亡命後に「ヨーロッパ、日本の俗論に染まり、さかんに偏狭なる国家主義を唱えた」と自己批判し、世界主義に回帰することになる。<sup>(47)</sup>

「新民説」に代表される「中国之新民」と署名された百数十篇の文章および来日後に執筆された梁啓超の諸文章は、本書所収の諸論文でもそれぞれに探究されているように、その多くが日本における知的蓄積を媒介に書かれたと言つてよい。梁啓超だけをとってみても、東アジアに西洋近代を移植するうえで明治日本が担った役割は予想外に大きいものであったことは、十分に認められてよいだろう。

しかし梁啓超は、立憲準備にかかわるようになること、むしろ日本の痕跡を隠滅しようとするにいたる。『節本明儒学案』『德育鑑』が広告しつづげられるのに、本来は同じ意味合いを持たされて出版されたはずの『松陰文鈔』が広告されなくなるのはその一例である。<sup>(48)</sup>しかし、日本の影響の直接的な痕跡は隠滅できても、日本の知的蓄積に依拠した梁啓超の諸文章がのちの中国の学術思想界の多くの分野での基礎となったことにより、むしろ「知層」としての日本はより深く中国の近代学術思想のなかに定着したことも認められよう。直接的な日本の影響はしだいに定かたなくなっていくにせよ、西洋近代の媒介としての意義はむしろ沈潜的に定着したのであって、そのような関係性のうえに築かれた東アジア「文明」が世界の近代の内実を充たしていくことになるのである。

## 注

- (1) 「南海康先生伝」(『清議報』第一〇〇号。『飲冰室文集』六、六六頁)。「飲冰室合集」所収の『文集』第六卷の該当頁を示す。以下、「合集」所収の文章は便宜上、これに従う。『清議報』は横浜で一八九八年二月に創刊された旬刊誌、一九〇一年二月の第一〇〇号まで。
- (2) 「本館二百冊祝辞並論報館之責任及本館之経歴」(『清議報』一〇〇、『文集』六、五四頁)。ただ、発刊「宗旨」に民権の語はなく、唯一の宗旨云々は梁啓超一流のレトリックである。
- (3) 一九〇〇年四月「致南海夫子大人書」(丁文江・趙豊田編『梁啓超年譜長編』上海人民出版社、一九八三年、一三三六頁)。梁はそれをまるで張之洞の語のようだと皮肉って「民権を興さずはどうして民智を開けましょうか」と反論している。なお、下文の思想的な独立は、三十以後「偽経」「改制」を語らず「清代學術概論」(『專集』、六三頁)、小野和子訳、平凡社東洋文庫、二七八頁)との、学問上の康有為離れと対応している。
- (4) 「積弱溯源論」(『清議報』八〇、『文集』五、二六頁)。「文集」は「中国積弱溯源論」とする。これは、全一六章構想の「中国近十年史論」の第一章。ただ、続きは書かれなかった。なお、「国民」なる語は『時務報』時期の「変法通議」に一度しかなく、『文集』一、二五頁)、来日後には普通に使われるようになる。
- (5) 「十種特性相反成論」で、民権確立のためには愛国による国権の確立の必要が説かれ(『清議報』八四、『文集』五、四九頁)、また「過渡時代論」では、冒険性、忍耐性、選択性の三種の徳性をそなえた「芸芸たる平等の英雄」の輩出せんことを訴える(『清議報』八三、『文集』六、三三頁)など、その角度からするアプローチは、この時期の特徴である。
- (6) 「少年中国説」(『清議報』三五、『文集』五、一二頁)。「少年中国之少年」の署名は、「十五小豪傑」(『叢報』二以下、『專集』九四)、「愛国歌」(『新小説』一、『文集』四五下)だけである。
- (7) 『梁啓超年譜長編』二七四頁。
- (8) 「新民議」(『叢報』二一、『文集』七、一〇五頁)。「理論の理論」にもそれに照応する「実事の理論」があり、この文章は「新民説」のそれを意図したものが、二回で中断。
- (9) 「商会議」(『清議報』一〇、『文集』四、一頁)。この観点は以後、「論近世国民競争之大勢及中国前途」(同三〇、『文集』四、五六頁)、「積弱溯源論」(同七七、八二、『文集』五、一六頁、三四頁)、「国家思想變遷異同論」(同九四、『文集』六、一四頁)、「論立法権」(『叢報』二、『文集』九、一〇六頁)、「論中国国民之品格」(同二七、『文集』一四、五頁)、「論独立」(同

- 三〇、『文集』一四、六頁、九頁)と一貫している。
- (10) 『愛国論』第三回『清議報』二二二、『文集』三、七三頁。同第二回(同七、七〇頁)。
- (11) 例えば『西学書目表』後序(『文集』一、一二六頁)参照。
- (12) 『新史字』(『叢報』一、『文集』九、三頁)。「論民族競争之大勢」(『叢報』五、『文集』一〇、三五頁)。
- (13) 梁啓超は以前にも、世界主義は理想にすぎぬと国家主義を強調している(『自由書』答客難「清議報」三三、『專集』三九頁)。しかしそれはまだ、「思想退歩」と言われてもかまわぬとの開き直りの言だったのにたいし、ここでは、大同は野蛮への逆転と整合的論理を展開している。なお、梁の進化史観が優勝劣敗の強権論であることは、「自由書」の「論強権」(『清議報』三一、『專集』一九頁)に明らかで、それが加藤弘之「強者の権利と競争」の影響を受けたものであることは、坂出祥伸「梁啓超の政治思想」(『関西大学文学論集』第三卷第一号、のち『中国近代の思想と科学』同朋舎、一九八三年)参照。
- (14) この問題については別稿「Liang Qichao's Views of 'Public' and 'Private': The Sections 'Gongde' and 'Side' in the Xin min shuo」を準備しているが、「維新図説」の「維新心術図」に「公＝国民」とあることだけを指摘しておこう(『自由書』(『清議報』九三、『專集』五七頁)。なお、下文の「合群」については、「新民説」第一三節をあてているが、さきの「十種特性相反成論」(『清議報』八二、『文集』五)も注意されるべきである。
- (15) 『梁啓超年譜長編』三〇二頁。先回りして言えば、「道徳」を基準にしての国民形成の論は、宗教によらずとも道徳でできる、との福沢諭吉説(『徳教の説』(『福沢諭吉全集』第九卷、岩波書店、一九六〇年、二八五頁))の影響がある。なお、梁の孔子教からの離脱の要因をブルンチュリに求めたバスタード氏の精細の論は、「梁啓超と宗教問題」(『東方学報』七〇)参照。
- (16) 部民、国民の論の展開がブルンチュリによることは、山田央子「ブルンチュリと近代日本政治思想」(『東京都立大学法学会雑誌』第三三卷第一号、二七二頁)参照。また、山田氏の一九〇三年の前後で梁の国家思想は一貫、との指摘に賛成である。
- (17) 「政治学大家伯倫知理之学説」(『叢報』三八・三九、『文集』一三、七一頁)。なお、『清議報』のは唐突に掲載中断。単行本(広智書局、一九〇二年)は『清議報』掲載の巻一部分。
- (18) 同前、六九頁、八九頁。後の引用句は「論學術之勢力左右世界」(『叢報』一、『文集』六、一一四頁)にも見られ、訪米を境にルソーからブルンチュリへの移行を言うのは適切でない。また民約論が、国家ではなく政府成立にとつての原理に踞踏させられていることは「論政府与人民之権限」(『叢報』三、『文集』一〇、一頁)に明らかである。
- (19) 「張博望班定遠合伝」(『叢報』八、『專集』一頁)。

- (20) 「論政府与人民之権限」〔叢報〕三、『文集』一〇、一頁。
- (21) 「敬告当道者」〔叢報〕一八、『文集』一一、三六頁。この文章は、『叢報』の論説としては異色だが、「敬告留学生諸君」〔叢報〕一五、「敬告我同業諸君」〔叢報〕一七と一連のものである。一九〇二年七月、駐日公使蔡鈞が日本の警察力によって吳敬恒らを強制帰国させたことに留学生が憤ったの事件にたいし、梁は国権擁護の観点から「論学生公憤事」を執筆、すでに組み版の終わっていた「新民説」〔論自尊〕続〕にかえて『叢報』第一三号の論説とした。その延長線上に上掲「敬告」三論文が書かれたのである。
- (22) 「論中国国民之品格」〔叢報〕二七、『文集』一四、一頁、「服従積義」〔叢報〕三三、『文集』一四、一三頁、「地理与文明之關係」〔叢報〕二、『文集』一〇、一一五頁。
- (23) この二重的な評価は、社会の全面的変革としての革命の必要は認めて、しかも中国の革命は避けようとする梁啓超にとつてとりわけ必要なもののだが、その煩瑣をきわめた議論は「積革」〔叢報〕二二、『文集』九 参照。
- (24) 「論教育当定宗旨」〔叢報〕二、『文集』一〇、五九頁。
- (25) 「答某君德国日本裁抑民権事」〔叢報〕二〇、『文集』一一、五五―六頁。梁が、ドイツのウイルヘルム二世自撰の「勅語」を高く評価しながら、日本の「教育勅語」にはいっさい言及しないことは注意されてよい。
- (26) 「積弱溯源論」〔清議報〕八三、『文集』五、三八頁。「論教育当定宗旨」〔叢報〕二、『文集』一〇、五七頁。
- (27) 「祈戦死」〔清議報〕三三、自由書、『専集』三七頁。「積弱溯源論」〔清議報〕八三、『文集』五、三八頁。
- (28) 『中国魂』広智書局刊。刊年はないが、『叢報』五（一九〇二年三月）に出書広告。『中国之武士道』広智書局刊。刊年はないが、蔣智由序は一九〇五年一月。
- (29) 蠟山政道『日本における近代政治学の発達』新泉社、一九七四年、六八頁。また、「当時の日本に役立つと思われた制度的部分を訳出したに過ぎない」ともいわれ、蠟山氏の見解を批判的に検討した安世舟氏もこの部分には同意している（『明治初期におけるドイツ国家思想の受容に関する一考察』〔日本における西欧政治思想』岩波書店、一九七五年、一四〇頁）。山室信一『法制官僚の時代』木鐸社、一九八四年、第一章第四節。
- (30) 明治文化全集補巻（二）『国法汎論』日本評論社、一九七一年、木村毅解題。
- (31) 内藤湖南『燕山楚水』博文館、一九〇〇年、『内藤湖南全集』筑摩書房、第二巻、一九七一年、六〇頁。なお、吾妻沢については、巴斯蒂「中国近代国家観念溯源」〔近代史研究〕第一〇〇期 参照。



- (32) 拙稿「梁啓超研究与〈日本〉」(『近代中国研究通訊』第二四期)。
- (33) 前掲論文「政治学大家伯倫知理之学説」(『文集』一三、八八頁)。このような捉え方は、つとに訪米前の文章でも「人民は国家のおかげで存立しているのだから、むしろ全ての利益を国家のために犠牲にすべし」との「国家全権論」として説明されている(『叢報』一七、自由書「干渉与放任」、『専集』八六頁)。
- (34) 「専集」は削除。「一四条」の原文については、和田博徳「中国における福沢諭吉の影響」(『福沢諭吉全集』第一九巻付録、一九六二年)参照。
- (35) 福沢諭吉「通俗国権論」(慶應義塾出版社ほか、一八七八年)緒言、『福沢諭吉全集』第四巻、一九五九年、六〇三頁。
- (36) “The Development of Liang Qichao’s Knowledge of Modern Western Thought after His Arrival in Japan: On the Concepts of ‘State’ and ‘Citizenry’”, M. Bastid-Bruguère (ed.), *Chinese Reading of European Thought in the Early 20th Century* (近刊) なお、黄克武は梁啓超の思想の核心が「個人」にあるとして、「群」にありとする Chang Hoo 等を批判しているが(『一個被放棄的選択・梁啓超調適思想之研究』中央研究院近代史研究所、一九九四年、八三頁以下)、二つの重心のうちの国家主義発揚の観点から書かれた「新民説」の一部を素材にそう論ずるのは適切ではないだろう。
- (37) 「論私徳」が梁啓超の転身と映ったことは、「答飛生(蔣方震)」(『叢報』四〇・四一、『文集』一一)、「答和事人」(『叢報』四二、四三、『文集』一一)などの読者の質問がよく説明してくれる。
- (38) 「服従釈義」(『叢報』三三、三三三、『文集』一四)。これは論説欄の無署名論文。同欄の無署名論文として他に、「論論独立」(同二〇)、「説希望」(同三二)、共に『文集』一四、がある。この異例な事態(巻末付録1参照)は、梁の渡米後、未定稿を發表したためではないかと思う。
- (39) 「理論の理論」である「新民説」でのこの立脚点の移行とともに、「実事の理論」でも対応的な変化が現れる。学説欄では「子墨子学説」が、伝記欄では袁崇煥伝等、地理欄では広東をテーマとするものが登場すること等、巻末付録1参照。また張朋園は急進から穏和への移行が「新羅馬傳奇」(『叢報』五八)で、マッチーニからカプーラへと現れることを指摘する(『梁啓超与清季革命』中央研究院近代史研究所、一九六四年、一六三頁)。
- (40) 「三十自述」(『文集』一一、一七頁)。くわえて、亡命来日時、吉田松陰を慕って「吉田晋」の筆名を用いたなどのエピソードも多い。
- (41) 「論宗教家与哲学家之長短得失」(『叢報』一九、『文集』九、四六頁)。同様の認識は随所に示されているが、たとえば

『論私徳』では、「三十年前日本革命の豪傑」、「先時の英雄」吉田松陰や「応時の英雄」西郷南洲の輩はみな「朱学王学の大儒」だとして、「百年前美国革命の豪傑」ワシントンと並べて高く評価されている（一三三頁）。

(42) 荻生茂博「幕末・明治の陽明学と明清思想史」（源了円・厳紹鏞編、日中文化交流史叢書3「思想」大修館書店、一九九五年）四三〇頁。日本での陽明学顕彰と梁啓超の関係については、拙稿「關於梁啓超称頌「王学」問題」（『歴史研究』一九九八年第五期）参照。ただ、島田虔次氏の示教によれば、幕末に陽明学が流行し、維新の成果を陽明学に求める風潮がしだいに出来上がったとのことである。

(43) 『節本明儒学案』（新民社、一九〇五年一月）。「德育鑑」（新民社、一九〇五年二月）。「松陰文鈔」（広智書局、一九〇六年四月）。

(44) 浅原達郎「熱中」の人 端方伝七（『泉屋博古館紀要』第一巻）。浅原氏は少なくとも、「制定国是」「改訂官制」の両掲は確実な代作とされる。「雑答某報」（『叢報』八四）の冒頭で、「事故」のため「二か月あまり」文章を書けなかったというのは、この時のことを指そうが、このころの『叢報』刊行の乱れは巻末付録<sup>2</sup>に明らかである。

(45) この文句は、すこし前に刊行された『新大陸遊記』（癸卯年分『新民叢報』臨時増刊、一九〇四年四月）での、華僑についての記述（『專集』一〇五頁）と同じである。下文の「中等社会」論については、張朋園の指摘（1998, 9, Santa Barbara Symposium 報告）による。

(46) いまもっとも通行している中華書局『合集』本の『專集』中の「新民説」は「論政治能力」と「論民氣」の順序をいれかえている。この変更は編者の見解によるものだろうが、その意図が「新民説」に一つのまとまりをつけようとしてのことなら、それは「新民説」の本来の面目を改変したことになる、読者を誤解させる措置である。

(47) 『飲冰室全集』（中華書局、一九一六年）は「論民氣」を欠くが、「例言」では梁の意見によって文章を取捨したと断っている。拙論「梁啓超『新民説』の歴史地位」（『戊戌維新運動史国際学術研討会、一九九八年、香港』参照。管見のかぎり、第一五節のつぎに第一六節として「論私徳」を配したものがもっとも多い。

(48) 『梁啓超年譜長編』三三三頁。

(49) 『清代學術概論』（『專集』六九頁、小野和子訳、二九六頁）。これは、譚嗣同『仁学』についての記述で、「死友にはずかしい」との反省にからめての言であるが、思想問題としての総括の背後には、『清議報』での『仁学』掲載措置への謝罪の意をこめていたと思われる。『仁学』は当初連載後に中断、途中で一部、終刊号にのこり全部が一举掲載された。この奇妙な扱

いが『清議報』の性格変更、『叢報』の創刊とからむことは疑いない。

(50) 『戊戌政変記』も似た扱いをうけることは拙稿『戊戌政変記』成書考(『近代史研究』総第一〇〇期)参照。『戊戌政変記』はのちに、西太后と満州人についての記述を修正した八巻本が出されるが、『松陰文鈔』はそのような処置をされていない。